

## ○独立行政法人水産総合研究センター評価会議等運営要領

	平成14年	1月15日付け	13水研	第1055号
改正	平成14年	4月12日付け	14水研	第197号
改正	平成15年	1月28日付け	14水研	第1040号
改正	平成16年	1月9日付け	15水研	第1616号
改正	平成18年	11月29日付け	18水研本	第1243号
改正	平成19年	12月25日付け	19水研本	第1316号
改正	平成20年	12月18日付け	20水研本	第1151号
改正	平成21年	4月1日付け	20水研本	第1610号
改正	平成21年	11月13日付け	21水研本	第11029001号
改正	平成23年	4月1日付け	23水研本	第30401054号

### 第1章 総 則

(趣旨)

第1条 独立行政法人水産総合研究センター（以下「センター」という。）が、独立行政法人水産総合研究センター評価会議規程（平成13年12月26日付け13水研第1013号。以下「評価会議規程」という。）に基づき開催する評価会議の運営並びに独立行政法人水産総合研究センター理事会規程（平成15年10月1日付け15水研第1041号。以下「理事会規程」という。）第6条第2号の規定及び独立行政法人水産総合研究センター経営企画会議規程（平成18年4月1日付け18水研本第213号。以下「経営企画会議規程」という。）第4条第4号の規定により行うセンターの評価及び総括等については、この運営要領の定めるところによるものとする。

なお、この要領において使用する用語は、第2条に定めるほか、評価会議規程、理事会規程及び経営企画会議規程において使用する用語の例による。

(課題の呼称)

第2条 評価会議規程及びこの運営要領において、次の各号に掲げる研究開発等に関する課題の呼称は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 重点領域

独立行政法人水産総合研究センター中期計画（平成18年4月1日付け農林水産省指令17水推第1177号。以下「中期計画」という。）の「第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置」の「2 研究開発等の重点的推進」の(1)～(3)で示す課題をいう。

(2) 大課題

重点領域の下の「ア」のレベルで示す課題をいう。

(3) 中課題

大課題の下の「(ア)」のレベルで示す課題をいう。

(4) 小課題

重点領域を構成する中課題の下に設定され実施される課題をいう。

(評価の方法及び評価基準)

第3条 評価会議規程第3条に規定する評価会議、第2節に規定する別に理事長が定めた中課題進行管理者（以下「中課題進行管理者」という。）、第3節に規定する別に理事長が定めた重点領域・大課題リーダー（以下「重点領域・大課題リーダー」という。）、第5節に規定する経営企画会議及び第7節に規定する理事会が実施する評価等の方法及び評価の基準は、この運営要領によるもののほか、別途定める「独立行政法人水産総合研究センター評価基準について」（平成14年1月23日付け13水研第1077号。以下「評価基準」という。）によるものとする。

(評価の方法及び評価基準の公表)

第4条 センターは、評価会議規程、この運営要領及び前条に規定する評価基準を公表する。

(評価結果の活用)

第5条 センターは、評価会議の評価結果を研究開発等資源の配分や業務運営に反映させるとともに、「改善を要する問題点と改善方策のフォローアップ」（様式1）及び「センター機関評価会議における外部委員指摘事項と対応状況のフォローアップ」（様式2）を経営企画会議及びセンター機関評価会議において報告する。

(審議及び評価結果の公表)

第6条 センターは、評価会議規程第3条第1号に規定するセンター機関評価会議の審議結果並びに評価結果の概要をセンターのホームページ等を通じて公表する。

(その他)

第7条 評価会議の運営の細目は会議主催者が別に定めることができる。

## 第2章 評価に関する会議等

### 第1節 研究課題評価会議

(会議の役割)

第8条 研究課題評価会議は、原則として中課題を単位として開催し、各事業年度計画における小課題の進捗状況並びに成果について評価を行うとともに、次年度の研究計画について審議し、必要に応じこれらに関する問題点の改善方策を検討する。

(会議の座長)

第9条 研究課題評価会議における座長（以下「座長」という。）は、評価会

議規程第4条第2項に規定する会議の主催者が、センター職員の中から指名する。

(審議の進め方)

第10条 研究課題評価会議は、次の手続きで審議を進めるものとする。

- (1) 小課題の主課題担当者は、担当する小課題ごとに「小課題実施報告書」(様式3)及び「小課題評価シート」(様式4)原案を作成し、研究課題評価会議に提出する。
- (2) 研究課題評価会議は、前号の規定により提出された資料について審議し、評価し、必要に応じて改善方策を検討する。
- (3) 座長は、前号の結果に基づき、「小課題評価シート」について、外部委員意見と評価結果を加えた上で、完成版を作成し、「小課題実施報告書」と合わせて中課題進行管理者に提出する。

(結果の取りまとめ及び提出)

第11条 削除

## 第2節 中課題進行管理者

(中課題進行管理者)

第12条 中課題進行管理者は、設定された中期計画の達成に向けて、中課題が適切に進捗しているか等を評価するとともに、評価結果を踏まえた次年度の研究計画を作成し、必要に応じてこれらに関する問題点の改善方策を検討する。

(中課題進行管理者による評価)

第13条 中課題進行管理者は、次の手続きで評価を行うものとする。

- (1) 中課題進行管理者は、第10条第3項により研究課題評価会議座長から提出された資料について取りまとめ、「中課題実施報告書」(様式5)を作成する。
- (2) 中課題進行管理者は、前項により作成した中課題実施報告書を基に、中課題全体の進捗状況並びに外部委員意見等を勘案した「中課題評価シート」(様式6)及び「中課題自己評価ランク計算書」(様式7)を作成する。
- (3) 中課題進行管理者は、前号による評価結果等を基に、担当する中課題における「業務実績及び評価報告書」(様式8)を作成する。
- (4) 中課題進行管理者は、前各号の規定により作成する資料について、必要に応じて重点領域・大課題リーダーに意見を聴くものとする。

(結果の取りまとめ及び提出)

第14条 中課題進行管理者は、前条各号の規定により作成した資料を、重点領域・大課題リーダーに提出しなければならない。

## 第3節 重点領域・大課題リーダー

(重点領域・大課題リーダー)

第15条 重点領域・大課題リーダーは、中期計画及び各事業年度計画における各々担当する研究開発等の進捗状況及び成果等について、総合的な評価を行うとともに、必要に応じこれらに関する問題点の改善方策を検討する。

(重点領域・大課題リーダーによる評価)

第16条 重点領域・大課題リーダーは、次の手続で評価を行うものとする。

- (1) 重点領域・大課題リーダーは、第14条の規定により、中課題進行管理者から提出された資料により、各々担当する重点領域又は大課題における「業務実績自己評価票」(様式9)を作成する。
- (2) 重点領域・大課題リーダーは、前号の規定による評価を行う際には、別途定める各項目間のウエイトに基づいた評価を行うものとする。
- (3) 重点領域・大課題リーダーは、第1号の規定により作成する資料について、必要に応じ研究推進部と協議する。

(結果の取りまとめ及び提出)

第17条 重点領域・大課題リーダーは、第14条の規定により中課題進行管理者から提出された資料及び前条第1号の規定により作成した資料を、研究推進部に提出しなければならない。

#### 第4節 業務運営評価会議

(会議の役割)

第18条 業務運営評価会議は、中期計画及び各事業年度計画におけるセンター全体の業務運営に係る事項の審議及び評価を行うとともに、必要に応じこれらに関する問題点の改善方策を検討する。

(会議の座長)

第19条 業務運営評価会議の座長は、経営企画部長とする。

(審議の進め方)

第20条 業務運営評価会議は、次の手続で審議を進めるものとする。

- (1) 業務運営評価会議の事務局(経営企画部評価企画課)は、別に定められた中期計画の実施体制に係る担当各部から提出された「業務実績及び評価報告書」、「業務実績自己評価票」及び評価に関する資料を取りまとめ、業務運営評価会議に提出する。
- (2) 業務運営評価会議は、前号の規定により提出された資料について審議し、評価し、必要に応じて改善方策を検討する。
- (3) 業務運営評価会議は、必要に応じて評価会議規程第8条第1項によるアドバイザーの参加、または意見を求めることができる。

(結果の取りまとめ及び提出)

第21条 業務運営評価会議の事務局は、業務運営評価会議の終了後、前条第2号の結果を取りまとめ、経営企画会議に提出しなければならない。

## 第5節 経営企画会議

(会議の役割)

第22条 第1条の規定による経営企画会議は、本部、各研究所、さけますセンター、開発調査センター及び栽培漁業センターの業務運営、並びに研究開発等の進捗状況及び成果等について集約し、必要に応じこれらに関する問題点の改善方策を検討する。

(協議の進め方)

第23条 経営企画会議の事務局（経営企画部経営企画室）は、第21条の規定による資料、第17条の規定によりとりまとめられた資料等を、経営企画会議に提出する。

(結果の取りまとめ及び提出)

第24条 理事（経営企画・評価担当）は、経営企画会議の終了後、前条の結果をとりまとめ、センター機関評価会議事務局に提出しなければならない。

## 第6節 センター機関評価会議

(会議の役割)

第25条 センター機関評価会議は、中期計画及び各事業年度計画におけるセンター全体の業務運営並びに研究開発等の進捗状況及び成果等について、総合的な評価を行うとともに、必要に応じこれらに関する問題点の改善方策を検討する。

2 センター機関評価会議における評価結果等は、理事会において総括された後、理事長の承認を経て、センターが独立行政法人通則法等に基づき農林水産省独立行政法人評価委員会に提出する業務の実績に関する報告書等の資料とする。

(開催時期)

第26条 センター機関評価会議は、経営企画会議終了後であり、かつ農林水産省独立行政法人評価委員会（水産分科会も含む）開催前の適当な時期に開催する。

(会議の座長)

第27条 センター機関評価会議の座長は、外部委員の中から選出する。

(審議の進め方)

第28条 センター機関評価会議は、次の手続で審議を進めるものとする。

(1) センター機関評価会議の事務局（経営企画部評価企画課）は、「業務実績及び評価報告書」、「業務実績自己評価票」、「業務実績大項目・中項目評価票」（様式10）、「業務実績総合評価票」（様式11）及び「業務実績の評価結果に関する総括報告書」（様式12）の案等関係資料を取りまとめ、センター機関評価会議に提出する。

(2) センター機関評価会議は、前号の規定により提出された資料について審議し、評価し、必要に応じて改善方策を検討する。

(結果の取りまとめ及び提出)

第29条 センター機関評価会議の事務局は、センター機関評価会議の終了後、前条第2号の結果を取りまとめ、理事会に提出するとともに、理事長の承認を得なければならない。

2 理事長は、前項の規定により承認した審議結果を農林水産省独立行政法人評価委員会に提出するものとする。

## 第7節 理事会

(会議の役割)

第30条 第1条の規定による理事会においては、第29条第1項の規定により提出されたセンター機関評価会議の結果について総括するとともに、必要に応じこれらに関する問題点の改善方策を検討する。

## 第8節 その他

(雑則)

第31条 研究課題評価会議に依らない小課題等の評価については、別途理事長が定めるものとする。

第32条 様式3から8の提出については、研究活動データベースシステムによりオンライン処理で行うものとする。

附 則

この要領は、平成14年1月15日から施行する。

附 則 [平成14年4月12日付け14水研第197号]

この要領は、平成14年4月12日から施行する。

附 則 [平成15年1月28日付け14水研第1040号]

この要領は、平成15年1月28日から施行する。

附 則 [平成16年1月9日付け15水研第1616号]

この要領は、平成16年1月9日から施行する。

附 則 [平成18年11月29日付け18水研本第1243号]

この要領は、平成18年11月29日から施行する。

附 則 [平成19年12月25日付け19水研本第1316号]

この要領は、平成19年12月25日から施行する。

附 則 [平成20年12月18日付け20水研本第1151号]

この要領は、平成20年12月18日から施行する。

附 則 [平成21年4月1日付け20水研本第1610号]

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 [平成 21 年 11 月 13 日付け 21 水研本第 11029001 号]

この要領は、平成 21 年 11 月 13 日から施行する。

附 則 [平成 23 年 4 月 1 日付け 23 水研本第 30401054 号]

この要領は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。